

労働政策審議会勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会（第89回）	参考資料2
令和7年3月19日	

付加退職金関係資料

付加退職金の概要

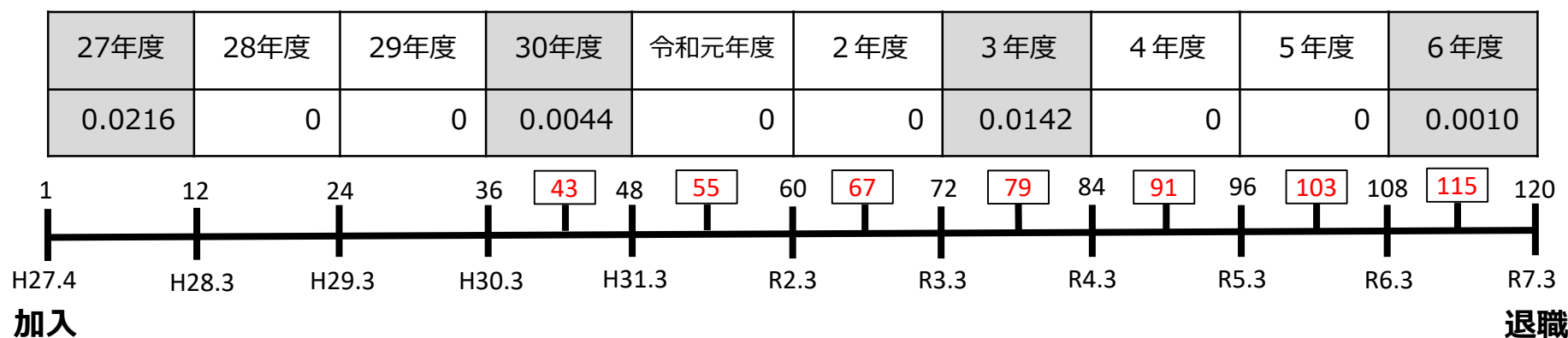
- 退職金の額は、あらかじめ額の確定している「基本退職金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加退職金」の合計額として算定。
- 付加退職金は、運用収入等の状況に応じて基本退職金に上乗せされるものであり、金利の変動に弾力的に対応することを目的として、平成3年度に導入。

	支給対象	概要
基本退職金	すべての被共済者	○掛金月額と掛金納付月数に応じて、あらかじめ定められた金額。 ○予定運用利回り年1%として設計。
付加退職金	掛金納付月数が43月以上の被共済者	○実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乗せされる金額。 ○計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。 ○付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。 $\text{支給率} = \frac{\text{運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき額 (利益見込額の2分の1を基本)}}{\text{掛金納付月数が43月以上の被共済者が当該年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計}}$ ※43月目とその後12か月ごとの月

参考：付加退職金の計算例

- 平成27年4月に掛金月額10,000円で加入し、令和7年3月（加入120月）で退職した場合における退職金額は以下のとおり。（掛金増額や過去勤務はないと仮定）

※ 各年度の付加退職金支給率は以下の表のとおり。



$$\begin{aligned}
 \text{付加退職金額} &= (\text{加入43月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{43月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔30年度分〕} \\
 &+ (\text{加入79月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{79月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔3年度分〕} \\
 &+ (\text{加入115月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{115月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔6年度分〕} \\
 &= 430,100 \times 0.0044 + 813,100 \times 0.0142 + 1,210,000 \times 0.0010 \\
 &= 1,893 + 11,547 + 1,210 \\
 &= 14,650
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{退職金額} &= \text{基本退職金（掛金納付月数120月）} + \text{付加退職金} \\
 &= 1,265,600 + 14,650 \\
 &= \underline{\underline{1,280,250 \text{ 円}}}
 \end{aligned}$$

令和5年2月13日

一般の中小企業退職金共済制度における
退職金額の水準の検討について

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）に関し中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に基づく検討（以下「財政検証」という。）を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 一般中退は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。

- 2 一般中退における当面の予定運用利回り及び付加退職金の取扱いに関する当部会の基本的な考え方は、以下のとおりである。

（１） 低金利の環境下で国内債券の利回りが現行の予定運用利回り１％を割り込んでいる現状では、確定利回り資産だけでは予定運用利回りの達成は困難である。そのため、株式等のリスク性資産によって利回りを補う構造となることから、制度の安定のためには、資産の保有するリスクに見合った水準の剰余金（以下、「剰余金の目標水準」という。）を有することが必要となる。

この剰余金の目標水準については、財政検証の最長サイクルである５年間の財政シミュレーションにおいて下位１％の確率で想定される損失額である５,４００億円に設定することが適当である。

（２） 一般中退の予定運用利回りについては、現状、足下の剰余金が剰余金の目標水準におおむね達していることを踏まえ、加入者に

とっての魅力も考慮し、現行の1%を維持することが望ましい。

- (3) 利益が生じた場合にその半分を付加退職金に充てることを基本としている現行の付加退職金の取扱いは、運用実績の振幅が大きい現在の環境下においては、資産を減少させる効果があり、一般中退の財政の安定性を損なわないような取扱いに見直すことが適当である。

3 以上を踏まえ、当面、一般中退における剰余金の積立て及び付加退職金の支払いについては、以下のとおりとすることが適当である。

- (1) 前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円に対する不足額（累積剰余金が5,400億円を超過している場合は0とする。）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数（例：2023（令和5）年度の付加退職金の場合は「5」、2024（令和6）年度の付加退職金の場合は「4」）で除した値を各年度における目標額（以下「単年度目標額」という。）とする。
- (2) 利益の見込額が単年度目標額以下であるときは、全て剰余金として積み立てる。
- (3) 利益の見込額が単年度目標額を上回りその2倍に相当する額以下であるときは、当該利益の見込額のうち単年度目標額に相当する額を控除しこれを剰余金として積み立て、残額を付加退職金に充てる。ただし、当該付加退職金に充てる額が、前々年度の決算における累積剰余金の額に0.01を乗じた額を超える場合は、その超えた分は剰余金として積み立てる。
- (4) 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。ただし、当該付加退職金に充てる額が、前々年度の決算における累積剰余金の額に0.01を乗じた額を超える場合は、その超えた分は剰余金として積み立てる。

4 今回の付加退職金の取扱いの見直しの効果を見極めた上で、次回の財政検証で付加退職金制度について改めて検討を行うことが適当である。

なお、今後、金融・経済情勢の急激な変化により財務状態に大幅な変化が生じた場合等には、必要に応じ、次回の財政検証の時期を柔軟に検討することが適当である。

一般の中小企業退職金共済事業における収支状況等の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)
平成 3 年度	6.60% 5.50% (4月～)	5. 8 6 %	4 3 6 億円	4 8 8 億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5. 8 6 %	△ 2 3 8 億円	2 5 0 億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5. 4 6 %	△ 2 5 0 億円	△ 0 億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4. 7 8 %	△ 4 2 7 億円	△ 4 2 7 億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4. 5 5 %	△ 5 1 6 億円	△ 9 4 3 億円
平成 8 年度	4.50% (4月～)	3. 8 4 %	△ 1 9 6 億円	△ 1, 1 3 9 億円
平成 9 年度	4. 5 0 %	3. 5 3 %	△ 2 9 6 億円	△ 1, 4 3 5 億円
平成 1 0 年度	4. 5 0 %	3. 2 3 %	△ 3 9 6 億円	△ 1, 8 3 1 億円
平成 1 1 年度	3.00% (4月～)	3. 0 8 %	9 億円	△ 1, 8 2 2 億円
平成 1 2 年度	3. 0 0 %	2. 3 3 %	△ 2 0 7 億円	△ 2, 0 2 9 億円
平成 1 3 年度	3. 0 0 %	1. 7 7 %	△ 3 7 2 億円	△ 2, 4 0 1 億円
平成 1 4 年度	1.00% (11月～)	1. 6 0 %	△ 1 7 0 億円	△ 2, 5 7 1 億円
平成 1 5 年度 前 期	1. 0 0 %	1. 6 8 %	1 0 3 億円	△ 2, 4 6 8 億円
平成 1 5 年度 後 期	1. 0 0 %	5. 3 7 %	5 4 5 億円	△ 2, 6 8 4 億円
平成 1 6 年度	1. 0 0 %	2. 8 4 %	4 0 1 億円	△ 2, 2 8 3 億円
平成 1 7 年度	1. 0 0 %	8. 3 4 %	1, 4 1 7 億円	△ 8 6 7 億円
平成 1 8 年度	1. 0 0 %	2. 8 1 %	7 1 5 億円	△ 1 5 1 億円
平成 1 9 年度	1. 0 0 %	△ 2. 9 5 %	△ 1, 4 1 3 億円	△ 1, 5 6 4 億円
平成 2 0 年度	1. 0 0 %	△ 4. 8 8 %	△ 1, 9 2 9 億円	△ 3, 4 9 3 億円
平成 2 1 年度	1. 0 0 %	5. 6 7 %	1, 5 3 6 億円	△ 1, 9 5 6 億円
平成 2 2 年度	1. 0 0 %	0. 3 0 %	△ 1 0 1 億円	△ 2, 0 5 7 億円
平成 2 3 年度	1. 0 0 %	1. 8 0 %	3 1 6 億円	△ 1, 7 4 1 億円
平成 2 4 年度	1. 0 0 %	6. 8 9 %	2, 2 7 9 億円	5 3 9 億円
平成 2 5 年度	1. 0 0 %	6. 5 5 %	1, 6 0 6 億円	2, 1 4 5 億円
平成 2 6 年度	1. 0 0 %	6. 6 1 %	1, 6 5 6 億円	3, 8 0 1 億円
平成 2 7 年度	1. 0 0 %	△ 0. 5 8 %	△ 6 5 0 億円	3, 1 5 1 億円
平成 2 8 年度	1. 0 0 %	2. 3 0 %	6 6 2 億円	3, 8 1 3 億円
平成 2 9 年度	1. 0 0 %	2. 2 9 %	5 1 9 億円	4, 3 3 5 億円
平成 3 0 年度	1. 0 0 %	0. 7 4 %	△ 4 0 億円	4, 2 9 5 億円
令和 元 年度	1. 0 0 %	△ 0. 3 2 %	△ 5 5 3 億円	3, 7 4 2 億円
令和 2 年度	1. 0 0 %	5. 2 5 %	1, 5 7 5 億円	5, 3 1 7 億円
令和 3 年度	1. 0 0 %	0. 7 8 %	△ 4 5 億円	5, 2 7 2 億円
令和 4 年度	1. 0 0 %	△ 0. 6 8 %	△ 7 9 7 億円	4, 4 7 5 億円
令和 5 年度	1. 0 0 %	4. 5 0 %	1, 8 5 6 億円	6, 3 3 1 億円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

- ・平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。
- ・平成7年法改正以降は、新法施行日前も含めて新たな予定運用利回りを適用。
- ・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
- ・平成29年度の累積剰余金については、融資経理廃止に伴う給付経理への資産移換分を含むため、平成28年度の累積剰余金と平成29年度の当期損益金との合算と一致しない。
- ・平成30年度における責任準備金の計算誤りについては修正後の数字を平成30年度の欄に反映している。

予定運用利回り変更（３．０％→１．０％）後の付加退職金の
支給率・支給額の状況

年 度	支 給 率	支 給 額（億円）
平成１５年度	０	０
平成１６年度	０．００２３３	７２
平成１７年度	０．００６０２	１８８
平成１８年度	０．０２１４	６９２
平成１９年度	０	０
平成２０年度	０	０
平成２１年度	０	０
平成２２年度	０	０
平成２３年度	０	０
平成２４年度	０	０
平成２５年度	０	０
平成２６年度	０．０１８２	６８４
平成２７年度	０．０２１６	８２３
平成２８年度	０	０
平成２９年度	０	０
平成３０年度	０．００４４	１７５
令和 元 年度	０	０
令和 ２ 年度	０	０
令和 ３ 年度	０．０１４２	６０５
令和 ４ 年度	０	０
令和 ５ 年度	０	０
令和 ６ 年度	０．００１０	４５

※ 支給額とは前年度の運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額のことである。